

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

岩田合同法律事務所
弁護士 本村 健
弁護士 浦中 裕孝
弁護士 伊藤 広樹
弁護士 武藤 雄木¹

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を 付与する取引に関する取扱い（案）」についてのコメント

質問1～質問4

【意見】

報酬性がないと考え、本提案に同意しない。

なお、本書記載の意見・見解は、当職らが所属する法律事務所の意見・見解ではないことを、念のため申し添える。

【理由】

1. 法令上の取扱いとの不整合

権利確定条件付き有償新株予約権は、いわゆる有償ストックオプション（以下「有償S0」という。）として実務上広く利用されているが、会社法上は「報酬等」（会社法361条1項等）には該当せず、あくまでも業績・株価の向上を目的とするインセンティブ・プランとして整理することが妥当であり、また、かかる整理が実務上一般的である。

即ち、会社法上、「報酬等」とは「報酬、賞与、その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益」〔注：傍点は当職らによる〕をいうと定められている（同法361条1項）ところ、有償S0は、独立した第三者評価機関によりオプション評価理論に基づき算出される公正な評価額をもってその払込金額とすることが想定されており、①公正な評価額の払込みを原因として付与されるものであることから、「職務執行の対価」として付与されるものではなく、また、②公正な評価額の払込みがなされていることから、付与対象者において「財産上の利益」を得るものではなく、そのため、「報酬等」には該当しないと解されるべきである。

¹ 武藤は公認会計士資格を保有しておりますが、現在は、登録を抹消しております。

実務上もかかる解釈を前提に、有償 S0 の発行にあたり、「報酬等」の決定に係る株主総会決議（会社法 361 条 1 項、309 条 1 項）を経ない取扱いが一般的である。なお、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」（改訂版）（平成 28 年 5 月 20 日公表）においても、「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」と記載されている。

このような法令上・実務上の取扱いを前提にすると、会計上報酬性を肯定する取扱いが採用された場合、両者の取扱いが整合しない事態を招くこととなり、妥当でないと思料する。

2. その他の理由

上記 1. 記載の法令上の理由の他、当職らは、以下の観点からも本提案に同意することができない。

- ① 有償 S0 は、公正価値により発行されるため、付与対象者の税務について、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされており、税務上は給与所得ではないと取り扱われていること。
- ② 導入企業では、一般的には持株会と同様の投資制度として活用されているところ、かかる目的を前提とすると、有償 S0 は企業会計基準適用指針第 17 号に合致することになるにもかかわらず、かかる目的を無視した取扱いをする理由が明らかでないこと。
- ③ 本公開草案第 17 項～第 23 項では、報酬性を有する旨が記載されているが、特に第 17 項(1)については、有償発行の本質を無視した議論が展開されており（即ち、有償 S0 の報酬性が否定されるべきであるのは、正にこれが有償で発行されるためであるにもかかわらず、第 17 項(1)では、有償で発行される点以外は通常のストックオプションと相違ないことを理由に有償 S0 の報酬性を肯定している。）、その内容が論理的でないこと。
- ④ 有償 S0 は、公正価値による新株予約権への投資制度であるため、株価が下落するなどして、新株予約権の取得時に払い込んだ投資元本が毀損する可能性がある性質のものであるところ、そもそも損失が発生する制度について報酬性は認め難いこと。

3. 最後に

以上のとおり、当職らは、上記 1. 及び 2. の理由から、権利確定条件付き有償新株予約権には報酬性が認められないとの理解を前提に、本提案に同意することはできない。

既に述べたとおり、有償 S0 は、業績・株価の向上を目的とするインセンティブ・プランとして実務上広く利用されており、特に、ベンチャー企業を始めとする未公開企業で

は、資本政策の手段としても活用されているところ、権利確定条件付き有償新株予約権に報酬性が認められた場合、その活用も制限されることとなり、その結果、我が国のベンチャー企業の育成の阻害要因ともなりかねないと懸念されることから、慎重なご判断を切に望む次第である。

以上